# 毒物及び劇物取締法施行令 （昭和三十年政令第二百六十一号）

## 第一章　四アルキル鉛を含有する製剤

#### 第一条（使用者及び用途）

毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条の二第三項及び第五項の規定により、四アルキル鉛を含有する製剤の使用者及び用途を次のように定める。

###### 一

使用者

###### 二

用途

#### 第二条（着色及び表示）

法第三条の二第九項の規定により、四アルキル鉛を含有する製剤の着色及び表示の基準を次のように定める。

###### 一

赤色、青色、黄色又は緑色に着色されていること。

###### 二

その容器に、次に掲げる事項が表示されていること。

#### 第三条

削除

#### 第四条（貯蔵）

四アルキル鉛を含有する製剤を貯蔵する場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。

###### 一

容器を密閉すること。

###### 二

十分に換気が行われる倉庫内に貯蔵すること。

#### 第五条（混入の割合）

四アルキル鉛を含有する製剤をガソリンに混入する場合には、ガソリン一リツトルにつき四アルキル鉛一・三立方センチメートルの割合をこえて混入してはならない。

#### 第六条（空容器の処置）

容器に収められた四アルキル鉛を含有する製剤の全部を消費したときは、消費者は、その空容器を、そのまま密閉して直ちに毒物劇物営業者に返送するか、又はその他の方法により保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。

#### 第七条（加鉛ガソリンの品質）

四アルキル鉛を含有する製剤が混入されているガソリン（以下「加鉛ガソリン」という。）の製造業者又は輸入業者は、ガソリンに含有される四アルキル鉛の割合がガソリン一リツトルにつき四アルキル鉛〇・三立方センチメートル（航空ピストン発動機用ガソリンその他の特定の用に使用される厚生労働省令で定める加鉛ガソリンにあつては、一・三立方センチメートル）以下のものでなければ、加鉛ガソリンを販売し、又は授与してはならない。

#### 第七条の二（四アルキル鉛の量の測定方法）

第五条及び前条の数値は、厚生労働省令で定める方法により定量した場合における数値とする。

#### 第八条（加鉛ガソリンの着色）

加鉛ガソリンの製造業者又は輸入業者は、オレンジ色（第七条の厚生労働省令で定める加鉛ガソリンにあつては、厚生労働省令で定める色）に着色されたものでなければ、加鉛ガソリンを販売し、又は授与してはならない。

#### 第九条（加鉛ガソリンの表示）

加鉛ガソリンの製造業者、輸入業者又は販売業者は、容器のまま加鉛ガソリンを販売し、又は授与する場合において、その容器に次に掲げる事項が表示されていないときは、その容器にこれらの事項を表示しなければならない。

###### 一

そのガソリンが加鉛ガソリンである旨（そのガソリンが第七条の厚生労働省令で定める加鉛ガソリンである場合にあつては、その旨）

###### 二

そのガソリンを内燃機関以外の用（そのガソリンが第七条の厚生労働省令で定める加鉛ガソリンである場合にあつては、当該特定の用以外の用）に使用することが著しく危険である旨

##### ２

加鉛ガソリンの販売業者は、加鉛ガソリンの給油塔の上部その他店舗内の見やすい場所に、前項に掲げる事項を表示しなければならない。

#### 第十条（罰則）

第四条又は第五条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

##### ２

第六条、第七条、第八条又は前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

##### ３

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前二項の罰金刑を科する。

## 第二章　モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤

#### 第十一条（使用者及び用途）

法第三条の二第三項及び第五項の規定により、モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の使用者及び用途を次のように定める。

###### 一

使用者

###### 二

用途

#### 第十二条（品質、着色及び表示）

法第三条の二第九項の規定により、モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の品質、着色及び表示の基準を次のように定める。

###### 一

モノフルオール酢酸の塩類の含有割合が二パーセント以下であり、かつ、その製剤が固体状のものであるときは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する日本薬局方で定める基準に適合するトウガラシ末が〇・五パーセント以上の割合で混入され、その製剤が液体状のものであるときは、同法に規定する日本薬局方で定める基準に適合するトウガラシチンキを五分の一に濃縮したものが一パーセント以上の割合で混入されていること。

###### 二

深紅色に着色されていること。

###### 三

その容器及び被包に、次に掲げる事項が表示されていること。

#### 第十三条（使用方法）

モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤を使用して野ねずみの駆除を行う場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。

###### 一

次に掲げる者の実地の指導の下に行うこと。

###### 二

モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤を餌として用い、又はこれを使用した餌を用いて行う駆除については、次の基準によること。

###### 三

モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤を液体の状態で用いて行う駆除については、次の基準によること。

#### 第十四条（空容器等の処置）

容器又は被包に収められたモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の全部を消費したときは、消費者は、その製剤が収められていた容器又は被包を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。

#### 第十五条（罰則）

第十三条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

##### ２

前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

##### ３

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前二項の罰金刑を科する。

## 第三章　ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイトを含有する製剤

#### 第十六条（使用者及び用途）

法第三条の二第三項及び第五項の規定により、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイトを含有する製剤の使用者及び用途を次のように定める。

###### 一

使用者

###### 二

用途

#### 第十七条（着色及び表示）

法第三条の二第九項の規定により、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイトを含有する製剤の着色及び表示の基準を次のように定める。

###### 一

紅色に着色されていること。

###### 二

その容器及び被包に、次に掲げる事項が表示されていること。

#### 第十八条（使用方法）

ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイトを含有する製剤を使用してかんきつ類、りんご、梨、ぶどう、桃、あんず、梅、ホツプ、菜種、桑、七島い又は食用に供されることがない観賞用植物若しくはその球根の害虫の防除を行う場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。

###### 一

次に掲げる者の実地の指導の下に行うこと。

###### 二

あらかじめ、防除実施の目的、日時及び区域、使用する薬剤の品名及び数量並びに指導員の氏名及び資格を防除実施区域の市町村長を経由して（特別区及び保健所を設置する市の区域にあつては、直接）保健所長に届け出ること。

###### 三

防除実施の二日前から防除終了後七日までの間、防除実施の日時及び区域を公示すること。

###### 四

菜種、桑又は七島いの害虫の防除は、散布以外の方法によらないこと。

###### 五

かんきつ類、りんご、梨、ぶどう、桃、あんず、梅又は食用に供されることがない観賞用植物の害虫の防除は、散布及び塗布以外の方法によらないこと。

###### 六

ホツプの害虫の防除は、塗布以外の方法によらないこと。

###### 七

食用に供されることがない観賞用植物の球根の害虫の防除は、浸漬せき  
以外の方法によらないこと。

###### 八

菜種の害虫の防除は、その抽苔たい  
期間以外の時期に行わないこと。

#### 第十九条（器具等の処置）

ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイトを含有する製剤を使用して害虫の防除を行なつたときは、防除に使用した器具及び被服であつて、当該製剤が附着し、又は附着したおそれがあるものは、使用のつど、保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。

#### 第二十条（空容器等の処置）

容器又は被包に収められたジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイトを含有する製剤の全部を消費したときは、消費者は、その製剤が収められていた容器又は被包を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。

#### 第二十一条（罰則）

第十八条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

##### ２

前二条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

##### ３

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前二項の罰金刑を科する。

## 第四章　モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤

#### 第二十二条（使用者及び用途）

法第三条の二第三項及び第五項の規定により、モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤の使用者及び用途を次のように定める。

###### 一

使用者

###### 二

用途

#### 第二十三条（着色及び表示）

法第三条の二第九項の規定により、モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤の着色及び表示の基準を次のように定める。

###### 一

青色に着色されていること。

###### 二

その容器及び被包に、次に掲げる事項が表示されていること。

#### 第二十四条（使用方法）

モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤を使用してかんきつ類、りんご、なし、桃又はかきの害虫の防除を行う場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。

###### 一

次に掲げる者の実地の指導の下に行うこと。

###### 二

あらかじめ、防除実施の目的、日時及び区域、使用する薬剤の品名及び数量並びに指導員の氏名及び資格を防除実施区域の市町村長を経由して（特別区及び保健所を設置する市の区域にあつては、直接）保健所長に届け出ること。

###### 三

防除実施の二日前から防除終了後七日までの間、防除実施の日時及び区域を公示すること。

###### 四

散布以外の方法によらないこと。

#### 第二十五条（器具等の処置）

モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤を使用してかんきつ類、りんご、なし、桃又はかきの害虫の防除を行つたときは、防除に使用した器具及び被服であつて、当該製剤が附着し、又は附着したおそれがあるものは、使用のつど、保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。

#### 第二十六条（空容器等の処置）

容器又は被包に収められたモノフルオール酢酸アミドを含有する製剤の全部を消費したときは、消費者は、その製剤が収められていた容器又は被包を保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。

#### 第二十七条（罰則）

第二十四条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

##### ２

前二条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

##### ３

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前二項の罰金刑を科する。

## 第五章　りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

#### 第二十八条（使用者及び用途）

法第三条の二第三項及び第五項の規定により、りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤の使用者及び用途を次のように定める。

###### 一

使用者

###### 二

用途

#### 第二十九条（品質及び表示）

法第三条の二第九項の規定により、燐りん  
化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤の品質及び表示の基準を次のように定める。

###### 一

温度が二十五度、相対湿度が七十パーセントの空気中において、その製剤中の燐りん  
化アルミニウムのすべてが分解するのに要する時間が十二時間以上二十四時間以内であること。

###### 二

その製剤中の燐りん  
化アルミニウムが分解する場合に悪臭を発生するものであること。

###### 三

その容器及び被包に、次に掲げる事項が表示されていること。

#### 第三十条（使用方法）

燐りん  
化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤を使用して倉庫内、コンテナ内又は船倉内のねずみ、昆こん  
虫等を駆除するための燻くん  
蒸作業（燐りん  
化水素を当該倉庫、当該コンテナ又は当該船倉から逸散させる作業を含む。）を行なう場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。

###### 一

倉庫内におけるねずみ、昆こん  
虫等の駆除については、次の基準によること。

###### 二

コンテナ内におけるねずみ、昆こん  
虫等の駆除については、次の基準によること。

###### 三

船倉内におけるねずみ、昆こん  
虫等の駆除については、次の基準によること。

#### 第三十一条（保管）

燐りん  
化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤の保管は、密閉した容器で行わなければならない。

#### 第三十二条（罰則）

前二条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

##### ２

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

## 第五章の二　興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する物

#### 第三十二条の二（興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する物）

法第三条の三に規定する政令で定める物は、トルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料とする。

## 第五章の三　発火性又は爆発性のある劇物

#### 第三十二条の三（発火性又は爆発性のある劇物）

法第三条の四に規定する政令で定める物は、亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤（亜塩素酸ナトリウム三十パーセント以上を含有するものに限る。）、塩素酸塩類及びこれを含有する製剤（塩素酸塩類三十五パーセント以上を含有するものに限る。）、ナトリウム並びにピクリン酸とする。

## 第六章　営業の登録及び特定毒物研究者の許可

#### 第三十三条（登録票の交付等）

都道府県知事（毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗の所在地が、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を行つたときは、厚生労働省令の定めるところにより、登録を申請した者に登録票を交付しなければならない。

#### 第三十四条（許可証の交付等）

都道府県知事（特定毒物研究者の主たる研究所の所在地が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域にある場合においては、指定都市の長）は、特定毒物研究者の許可を与えたときは、厚生労働省令の定めるところにより、許可を申請した者に許可証を交付しなければならない。

#### 第三十五条（登録票又は許可証の書換え交付）

毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、登録票又は許可証の記載事項に変更を生じたときは、登録票又は許可証の書換え交付を申請することができる。

##### ２

前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に登録票又は許可証を添え、毒物劇物営業者にあつてはその製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事（販売業にあつてはその店舗の所在地が、保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次条第二項及び第三項並びに第三十六条の二第一項において同じ。）に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事（その主たる研究所の所在地が、指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長。次条第二項及び第三項、第三十六条の二第一項並びに第三十六条の六において同じ。）に対して行わなければならない。

#### 第三十六条（登録票又は許可証の再交付）

毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、登録票又は許可証を破り、汚し、又は失つたときは、登録票又は許可証の再交付を申請することができる。

##### ２

前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、毒物劇物営業者にあつてはその製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事に対して行わなければならない。

##### ３

毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、登録票又は許可証の再交付を受けた後、失つた登録票又は許可証を発見したときは、毒物劇物営業者にあつてはその製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事に、これを返納しなければならない。

#### 第三十六条の二（登録票又は許可証の返納）

毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、法第十九条第二項若しくは第四項の規定により登録若しくは特定毒物研究者の許可を取り消され、若しくは業務の停止の処分を受け、又は営業若しくは研究を廃止したときは、毒物劇物営業者にあつてはその製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事に、その登録票又は許可証を速やかに返納しなければならない。

##### ２

都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第十九条第四項の規定により業務の停止の処分を受けた者については、業務停止の期間満了の後、登録票又は許可証を交付するものとする。

#### 第三十六条の三（登録簿又は特定毒物研究者名簿）

都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、登録簿又は特定毒物研究者名簿を備え、厚生労働省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

#### 第三十六条の四（特定毒物研究者の主たる研究所の所在地の変更）

特定毒物研究者は、都道府県又は指定都市の区域を異にしてその主たる研究所の所在地を変更したときは、その主たる研究所の所在地を変更した日において、その変更後の主たる研究所の所在地の都道府県知事（その変更後の主たる研究所の所在地が、指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長。以下この条において「新管轄都道府県知事」という。）による法第三条の二第一項の許可を受けたものとみなす。

##### ２

新管轄都道府県知事は、法第十条第二項の届出が都道府県又は指定都市の区域を異にしてその主たる研究所の所在地を変更した特定毒物研究者からあつたときは、当該特定毒物研究者の変更前の主たる研究所の所在地の都道府県知事（その変更前の主たる研究所の所在地が、指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長。次項において「旧管轄都道府県知事」という。）にその旨を通知しなければならない。

##### ３

前項の規定による通知を受けた旧管轄都道府県知事は、特定毒物研究者名簿のうち同項の特定毒物研究者に関する部分を新管轄都道府県知事に送付しなければならない。

#### 第三十六条の五（厚生労働省令で定める者に係る保健衛生上の危害の防止のための措置）

特定毒物研究者のうち厚生労働省令で定める者は、その者が主たる研究所において毒物又は劇物による保健衛生上の危害を確実に防止するために必要な設備の設置、補助者の配置その他の措置を講じなければならない。

##### ２

毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱責任者として厚生労働省令で定める者を置くときは、当該毒物劇物取扱責任者がその製造所、営業所又は店舗において毒物又は劇物による保健衛生上の危害を確実に防止するために必要な設備の設置、補助者の配置その他の措置を講じなければならない。

##### ３

前項の規定は、毒物劇物取扱責任者を同項に規定する者に変更する場合について準用する。

#### 第三十六条の六（行政処分に関する通知）

都道府県知事又は指定都市の長は、主たる研究所の所在地が他の都道府県又は指定都市の区域にある特定毒物研究者について、適当な措置をとることが必要であると認めるときは、理由を付して、その主たる研究所の所在地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

#### 第三十六条の七（権限の委任）

この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

##### ２

前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

#### 第三十七条（省令への委任）

この章に定めるもののほか、毒物又は劇物の営業の登録及び登録の更新、特定毒物研究者の許可及び届出並びに特定毒物研究者についての法第十九条第四項の処分に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 第七章　危害防止の措置を講ずべき毒物等含有物

#### 第三十八条（毒物又は劇物を含有する物）

法第十一条第二項に規定する政令で定める物は、次のとおりとする。

###### 一

無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物（シアン含有量が一リツトルにつき一ミリグラム以下のものを除く。）

###### 二

塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物（水で十倍に希釈した場合の水素イオン濃度が水素指数二・〇から十二・〇までのものを除く。）

##### ２

前項の数値は、厚生労働省令で定める方法により定量した場合における数値とする。

## 第八章　特定の用途に供される毒物又は劇物

#### 第三十九条（着色すべき農業用劇物）

法第十三条に規定する政令で定める劇物は、次のとおりとする。

###### 一

硫酸タリウムを含有する製剤たる劇物

###### 二

燐りん  
化亜鉛を含有する製剤たる劇物

#### 第三十九条の二（劇物たる家庭用品）

法第十三条の二に規定する政令で定める劇物は、別表第一の上欄に掲げる物とし、同条に規定する政令で定める基準は、同表の上欄に掲げる物に応じ、その成分の含量については同表の中欄に、容器又は被包については同表の下欄に掲げるとおりとする。

## 第八章の二　毒物又は劇物の譲渡手続

#### 第三十九条の三（毒物又は劇物の譲渡手続に係る情報通信の技術を利用する方法）

毒物劇物営業者は、法第十四条第三項の規定により同項に規定する事項の提供を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該譲受人に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

##### ２

前項の規定による承諾を得た毒物劇物営業者は、当該譲受人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を行わない旨の申出があつたときは、当該譲受人から、法第十四条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつて受けてはならない。

## 第九章　毒物及び劇物の廃棄

#### 第四十条（廃棄の方法）

法第十五条の二の規定により、毒物若しくは劇物又は法第十一条第二項に規定する政令で定める物の廃棄の方法に関する技術上の基準を次のように定める。

###### 一

中和、加水分解、酸化、還元、稀釈その他の方法により、毒物及び劇物並びに法第十一条第二項に規定する政令で定める物のいずれにも該当しない物とすること。

###### 二

ガス体又は揮発性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出し、又は揮発させること。

###### 三

可燃性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること。

###### 四

前各号により難い場合には、地下一メートル以上で、かつ、地下水を汚染するおそれがない地中に確実に埋め、海面上に引き上げられ、若しくは浮き上がるおそれがない方法で海水中に沈め、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがないその他の方法で処理すること。

## 第九章の二　毒物及び劇物の運搬

#### 第四十条の二（容器）

四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤を除く。）を運搬する場合には、その容器は、産業標準化法に基づく日本産業規格Ｚ一六〇一号（鋼製ドラム缶）第一種に適合するドラム缶又はこれと同等以上の強度を有するドラム缶でなければならない。

##### ２

四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）を運搬する場合には、その容器は、産業標準化法に基づく日本産業規格Ｚ一六〇一号（鋼製ドラム缶）第一種に適合するドラム缶若しくはこれと同等以上の強度を有するドラム缶又は当該製剤の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合している容器であつて厚生労働省令で定めるものでなければならない。

##### ３

無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）を内容積が千リットル以上の容器に収納して運搬する場合には、その容器は、次の各号に定める基準に適合するもの又は高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十四条第一項の容器検査に合格したもの若しくは同項第一号若しくは第二号に掲げるものでなければならない。

###### 一

容器の内容積は、一万リットル以下であること。

###### 二

容器並びにそのマンホール及び注入口の蓋の材質は、産業標準化法に基づく日本産業規格Ｇ三一〇一号（一般構造用圧延鋼材）に適合する鋼材又はこれと同等以上の強度を有する鋼材であること。

###### 三

容器並びにそのマンホール及び注入口の蓋に使用される鋼板の厚さは、四ミリメートル以上であること。

###### 四

常用の温度において二百九十四キロパスカルの圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）で行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

###### 五

内容積が二千リットル以上の容器にあつては、その内部に防波板が設けられていること。

###### 六

弁及び配管は、鋼製であること。

###### 七

容器の外部に突出しているマンホール、注入口その他の附属装置には、厚さ二・三ミリメートル以上の鋼板で作られた山形の防護枠が取り付けられていること。

##### ４

ふっ化水素又はこれを含有する製剤（ふっ化水素七十パーセント以上を含有するものに限る。）を内容積が千リットル以上の容器に収納して運搬する場合には、その容器は、前項第一号、第二号及び第五号から第七号までに定めるもののほか、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。

###### 一

容器並びにそのマンホール及び注入口の蓋に使用される鋼板の厚さは、六ミリメートル以上であること。

###### 二

常用の温度において四百九十キロパスカルの圧力で行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

###### 三

内容積が五千リットル以上の容器にあつては、当該容器内の温度を四十度以下に保つことができる断熱材が使用されていること。

###### 四

内容積が二千リットル以上の容器にあつては、弁がその容器の上部に設けられていること。

##### ５

ふっ化水素を含有する製剤（ふっ化水素七十パーセント以上を含有するものを除く。）を内容積が千リットル以上の容器に収納して運搬する場合には、その容器は、第三項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号並びに前項第四号に定めるもののほか、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。

###### 一

容器並びにそのマンホール及び注入口の蓋に使用される鋼板の厚さは、四・五ミリメートル以上であること。

###### 二

容器の内面がポリエチレンその他の腐食され難い物質で被覆されていること。

###### 三

弁は、プラスチック製又はプラスチック皮膜を施した鋼製であり、配管は、プラスチック皮膜を施した鋼製であること。

##### ６

無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又はふっ化水素若しくはこれを含有する製剤の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合している容器であつて厚生労働省令で定めるものによる運搬については、厚生労働省令で、前三項に掲げる基準の特例を定めることができる。

##### ７

無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又はふっ化水素若しくはこれを含有する製剤の船舶による運搬については、第三項から前項までの規定は、適用しない。

#### 第四十条の三（容器又は被包の使用）

四アルキル鉛を含有する製剤は、次の各号に適合する場合でなければ、運搬してはならない。

###### 一

ドラム缶内に十パーセント以上の空間が残されていること。

###### 二

ドラム缶の口金が締められていること。

###### 三

ドラム缶ごとにその内容が四アルキル鉛を含有する製剤である旨の表示がなされていること。

##### ２

四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノツク剤に限る。）を前条第二項に規定する厚生労働省令で定める容器により運搬する場合には、容器ごとにその内容が四アルキル鉛を含有する製剤であつて自動車燃料用アンチノツク剤である旨の表示がなされていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものでなければ、運搬してはならない。

##### ３

毒物（四アルキル鉛を含有する製剤を除く。以下この項において同じ。）又は劇物は、次の各号に適合する場合でなければ、車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第八号に規定する車両をいう。以下同じ。）を使用して、又は鉄道によつて運搬してはならない。

###### 一

容器又は被包に収納されていること。

###### 二

ふたをし、弁を閉じる等の方法により、容器又は被包が密閉されていること。

###### 三

一回につき千キログラム以上運搬する場合には、容器又は被包の外部に、その収納した毒物又は劇物の名称及び成分の表示がなされていること。

#### 第四十条の四（積載の態様）

四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合には、その積載の態様は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。

###### 一

ドラム缶の下に厚いむしろの類が敷かれていること。

###### 二

ドラム缶は、その口金が上位になるように置かれていること。

###### 三

ドラム缶が積み重ねられていないこと。

###### 四

ドラム缶が落下し、転倒し、又は破損することのないように積載されていること。

###### 五

積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、ドラム缶が当該積載装置の長さ又は幅を超えないように積載されていること。

###### 六

四アルキル鉛を含有する製剤及び四アルキル鉛を含有する製剤の空容器以外の物と混載されていないこと。

##### ２

四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノツク剤に限る。）を第四十条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める容器により運搬する場合には、その積載の態様は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。

###### 一

容器は、その開口部が上位になるように置かれていること。

###### 二

容器が積み重ねられていないこと。

###### 三

容器が落下し、転倒し、又は破損することのないように積載されていること。

###### 四

積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、容器が当該積載装置の長さ又は幅を超えないように積載されていること。

###### 五

四アルキル鉛を含有する製剤及び四アルキル鉛を含有する製剤の空容器以外の物と混載されていないこと。

##### ３

弗ふつ  
化水素又はこれを含有する製剤（弗ふつ  
化水素七十パーセント以上を含有するものに限る。）を車両を使用して、又は鉄道によつて運搬する場合には、その積載の態様は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。

###### 一

容器又は被包に対する日光の直射を防ぐための措置が講じられていること。

###### 二

容器又は被包が落下し、転倒し、又は破損することのないように積載されていること。

###### 三

積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、容器又は被包が当該積載装置の長さ又は幅を超えないように積載されていること。

##### ４

毒物（四アルキル鉛を含有する製剤並びに弗ふつ  
化水素及びこれを含有する製剤（弗ふつ  
化水素七十パーセント以上を含有するものに限る。）を除く。）又は劇物を車両を使用して、又は鉄道によつて運搬する場合には、その積載の態様は、前項第二号及び第三号に定める基準に適合するものでなければならない。

#### 第四十条の五（運搬方法）

四アルキル鉛を含有する製剤を鉄道によつて運搬する場合には、有がい貨車を用いなければならない。

##### ２

別表第二に掲げる毒物又は劇物を車両を使用して一回につき五千キログラム以上運搬する場合には、その運搬方法は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。

###### 一

厚生労働省令で定める時間を超えて運搬する場合には、車両一台について運転者のほか交替して運転する者を同乗させること。

###### 二

車両には、厚生労働省令で定めるところにより標識を掲げること。

###### 三

車両には、防毒マスク、ゴム手袋その他事故の際に応急の措置を講ずるために必要な保護具で厚生労働省令で定めるものを二人分以上備えること。

###### 四

車両には、運搬する毒物又は劇物の名称、成分及びその含量並びに事故の際に講じなければならない応急の措置の内容を記載した書面を備えること。

#### 第四十条の六（荷送人の通知義務）

毒物又は劇物を車両を使用して、又は鉄道によつて運搬する場合で、当該運搬を他に委託するときは、その荷送人は、運送人に対し、あらかじめ、当該毒物又は劇物の名称、成分及びその含量並びに数量並びに事故の際に講じなければならない応急の措置の内容を記載した書面を交付しなければならない。

##### ２

前項の荷送人は、同項の規定による書面の交付に代えて、当該運送人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。

##### ３

第一項の荷送人は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該運送人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

##### ４

前項の規定による承諾を得た荷送人は、当該運送人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該運送人に対し、第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。

#### 第四十条の七（船舶による運搬）

船舶により四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合には、第四十条の二から第四十条の四までの規定にかかわらず、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第一項の規定に基づく国土交通省令の定めるところによらなければならない。

#### 第四十条の八（罰則）

第四十条の二第一項から第五項まで、第四十条の三から第四十条の五まで、第四十条の六第一項又は前条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

##### ２

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

## 第九章の三　毒物劇物営業者等による情報の提供

#### 第四十条の九

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その販売し、又は授与する時までに、譲受人に対し、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。

##### ２

毒物劇物営業者は、前項の規定により提供した毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、当該譲受人に対し、変更後の当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供するよう努めなければならない。

##### ３

前二項の規定は、特定毒物研究者が製造した特定毒物を譲り渡す場合について準用する。

##### ４

前三項に定めるもののほか、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者による毒物又は劇物の譲受人に対する情報の提供に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 第十章　業務上取扱者の届出

#### 第四十一条（業務上取扱者の届出）

法第二十二条第一項に規定する政令で定める事業は、次のとおりとする。

###### 一

電気めつきを行う事業

###### 二

金属熱処理を行う事業

###### 三

最大積載量が五千キログラム以上の自動車若しくは被牽けん  
引自動車（以下「大型自動車」という。）に固定された容器を用い、又は内容積が厚生労働省令で定める量以上の容器を大型自動車に積載して行う毒物又は劇物の運送の事業

###### 四

しろありの防除を行う事業

#### 第四十二条

法第二十二条第一項に規定する政令で定める毒物又は劇物は、次の各号に掲げる事業にあつては、それぞれ当該各号に定める物とする。

###### 一

前条第一号及び第二号に掲げる事業

###### 二

前条第三号に掲げる事業

###### 三

前条第四号に掲げる事業

# 附　則

この政令は、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百六十二号）の施行の日（昭和三十年十月一日）から施行する。

##### ２

次に掲げる政令は、廃止する。

###### 一

四エチル鉛取扱基準令（昭和二十六年政令第百五十八号）

###### 二

モノフルオール醋さく  
酸ナトリウム取扱基準令（昭和二十七年政令第二十八号）

###### 三

ヂエチルパラニトロフエニールチオホスフエイト及びヂメチルパラニトロフエニールチオホスフエイト取扱基準令（昭和二十八年政令第九十五号）

###### 四

毒物及び劇物を指定する政令（昭和二十七年政令第二十六号）

##### ３

この政令の施行前にヂエチルパラニトロフエニールチオホスフエイト及びヂメチルパラニトロフエニールチオホスフエイト取扱基準令第四条第一号ハの規定により都道府県知事がした指定は、第十八条第一号ヘの規定により都道府県知事がした指定とみなす。

# 附　則（昭和三一年六月一二日政令第一七八号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三三年一二月一九日政令第三三四号）

この政令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和三四年三月二四日政令第四〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三四年一二月二八日政令第三八五号）

この政令は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

# 附　則（昭和三六年一月一四日政令第七号）

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和三六年一月二六日政令第一一号）

この政令は、法の施行の日（昭和三十六年二月一日）から施行する。

# 附　則（昭和三六年六月一九日政令第二〇三号）

この政令は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

# 附　則（昭和三六年九月一四日政令第三〇九号）

この政令は、昭和三十六年九月十五日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和三七年一月二三日政令第七号）

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和三七年五月四日政令第一九一号）

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行の際、現に第十三条第一号ロの規定による都道府県知事の指定を受けている者は改正後の毒物及び劇物取締法施行令（以下「新令」という。）第十八条第一号ロ及び第二十四条第一号ロの規定による都道府県知事の指定を受けた者と、現に第十八条第一号ニ又はホの規定による都道府県知事の指定を受けている者は新令第二十四条第一号ニ又はホの規定による都道府県知事の指定を受けた者とみなす。

# 附　則（昭和四〇年一月四日政令第三号）

この政令は、昭和四十年一月九日から施行する。

##### ２

この政令の施行の際現に改正後の第四十一条に規定する事業を行なう者であつてその業務上シアン化ナトリウム又は改正後の第四十二条に規定する毒物を取り扱うものの事業場においてこれらの毒物による保健衛生上の危害の防止に当たつている者であつて、この政令の施行の日から九十日以内に氏名その他厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものは、法第二十二条第四項において準用する法第八条第一項の規定にかかわらず、当該事業場においては、当分の間、毒物劇物取扱責任者となることができる。

# 附　則（昭和四〇年一二月二四日政令第三七九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四二年一月三一日政令第八号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四二年一二月二六日政令第三七四号）

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和四六年三月二三日政令第三〇号）

この政令は、昭和四十六年六月一日から施行する。

##### ２

この政令の施行の際現に第十八条第一号ヘの規定による都道府県知事の指定を受けている者は、改正後の第二十四条第一号ヘの規定による都道府県知事の指定を受けた者とみなす。

##### ３

この政令の施行の際現に金属熱処理の事業を行なう者であつてその業務上シアン化ナトリウム又は第四十二条に規定する毒物を取り扱うものの事業場においてこれらの毒物による保健衛生上の危害の防止に当たつている者であつて、この政令の施行の日から九十日以内に氏名その他厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものは、法第二十二条第四項において準用する法第八条第一項の規定にかかわらず、当該事業場においては、当分の間、毒物劇物取扱責任者となることができる。

##### ４

この政令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和四六年六月二二日政令第一九九号）

この政令は、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百三十一号）の施行の日（昭和四十六年六月二十四日）から施行する。

##### ２

この政令の施行の際現に無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は弗ふつ  
化水素若しくはこれを含有する製剤の運搬の用に供されている容器で内容積が千リツトル以上のものを使用して運搬する場合は、この政令の施行の日から起算して二年間は、改正後の第四十条の二第二項から第四項までの規定は、適用しない。

##### ３

この政令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和四六年一一月二七日政令第三五八号）

この政令中、第一条及び次項の規定は、昭和四十七年三月一日から、第二条及び附則第三項の規定は、同年六月一日から施行する。

##### ２

第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正後の毒物及び劇物取締法施行令第四十一条第三号に掲げる事業を行なう者であつてその業務上シアン化ナトリウム又は同令別表に掲げる毒物若しくは劇物を取り扱うものの事業場においてこれらの毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たつている者であつて、昭和四十七年五月三十一日までに氏名その他厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものは、毒物及び劇物取締法第二十二条第四項において準用する同法第八条第一項の規定にかかわらず、当該事業場においては、当分の間、毒物劇物取扱責任者となることができる。

##### ３

第二条の規定の施行前に製造された塩化水素若しくは硫酸を含有する製剤たる劇物（住宅用の洗浄剤で液体状のものに限る。）又はジメチル―二・二―ジクロルビニルホスフエイトを含有する製剤（衣料用の防虫剤に限る。）については、同条の規定による改正後の毒物及び劇物取締法施行令第三十九条の二の規定は、適用しない。

# 附　則（昭和四七年六月三〇日政令第二五二号）

この政令は、昭和四十七年八月一日から施行する。

# 附　則（昭和四八年一一月二四日政令第三四四号）

この政令は、船舶安全法の一部を改正する法律の施行の日（昭和四十八年十二月十四日）から施行する。

# 附　則（昭和四九年九月二六日政令第三三五号）

この政令は、昭和四十九年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和五〇年八月一九日政令第二五四号）

この政令は、昭和五十年九月一日から施行する。

# 附　則（昭和五〇年一二月二四日政令第三七二号）

この政令は、昭和五十一年一月一日から施行する。

# 附　則（昭和五三年三月三〇日政令第五七号）

この政令は、昭和五十三年四月十日から施行する。

# 附　則（昭和五三年七月五日政令第二八二号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五三年七月一一日政令第二八六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（昭和五十三年十月二日）から施行する。

# 附　則（昭和五六年三月二七日政令第四四号）

この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

##### ２

この政令の施行前に実施の公告がされた毒物劇物取扱者試験を受けようとする者が納付すべき手数料については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和五七年四月二〇日政令第一二二号）

この政令は、昭和五十七年五月一日から施行する。

# 附　則（昭和五九年三月一六日政令第三二号）

この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

##### ４

この政令の施行前に実施の公告がされた毒物劇物取扱者試験を受けようとする者が納付すべき手数料については、なお従前の例による。

# 附　則（昭和六〇年三月五日政令第二四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和六二年三月二〇日政令第四三号）

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二年九月二一日政令第二七五号）

この政令は、平成二年十月一日から施行する。

# 附　則（平成三年三月一九日政令第三九号）

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成六年三月二四日政令第六四号）

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成九年二月一九日政令第二〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成九年三月五日政令第二八号）

この政令は、平成九年三月二十一日から施行する。

# 附　則（平成九年三月二四日政令第五七号）

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一一年九月二九日政令第二九二号）

この政令は、公布の日から施行する。

###### 一

第四十条の二第二項第四号及び第三項第二号並びに別表第一の一の項の改正規定

###### 二

第四十一条及び第四十二条の改正規定

##### ２

前項第二号に掲げる規定の施行の際現に改正後の第四十一条第四号に掲げる事業を行う者であってその業務上シアン化ナトリウム又は砒ひ  
素化合物たる毒物若しくはこれを含有する製剤を取り扱うものの事業場においてこれらの毒物による保健衛生上の危害の防止に当たっている者であって、この政令の施行の日から九十日以内に氏名その他厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものは、毒物及び劇物取締法第二十二条第四項において準用する同法第八条第一項の規定にかかわらず、当該事業場においては、当分の間、毒物劇物取扱責任者となることができる。

##### ３

附則第一項第二号に掲げる規定の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一一年一二月八日政令第三九三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

#### 第七条（毒物及び劇物取締法施行令の一部改正に伴う経過措置）

この政令の施行の際現に第三十一条の規定による改正前の毒物及び劇物取締法施行令第三十五条又は第三十六条の規定により販売業者（その店舗の所在地が、保健所を設置する市又は特別区の区域にあるものに限る。）から都道府県知事に対してされている申請は、第三十一条の規定による改正後の毒物及び劇物取締法施行令第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定により保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に対してされた申請とみなす。

# 附　則（平成一二年三月一七日政令第六五号）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一二年六月三〇日政令第三六六号）

この政令は、平成十三年一月一日から施行する。

# 附　則（平成一三年一月四日政令第四号）

この政令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一三年七月四日政令第二三六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年七月十六日）から施行する。

# 附　則（平成一四年一二月二七日政令第四〇六号）

この政令は、平成十五年二月一日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一五年一月三一日政令第二八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

# 附　則（平成一六年七月二日政令第二二四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

#### 第二条（罰則に関する経過措置）

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一七年一月二六日政令第九号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一七年一月二六日政令第一〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一八年三月二三日政令第五八号）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二一年三月一八日政令第三九号）

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二二年一二月一五日政令第二四一号）

この政令は、平成二十三年二月一日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二六年七月三〇日政令第二六九号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

# 附　則（平成二八年三月一六日政令第六六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この政令の施行の際現にこの政令による改正前の毒物及び劇物取締法施行令（第三項において「旧令」という。）第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定により特定毒物研究者（毒物及び劇物取締法第三条の二第一項に規定する特定毒物研究者をいう。以下この条において同じ。）から同法第三条の二第一項の許可（以下この条において「特定毒物研究者の許可」という。）を与えた都道府県知事に対してされている特定毒物研究者の許可証（以下この条において「許可証」という。）の書換え交付又は再交付の申請（当該都道府県知事とその主たる研究所の所在地の都道府県知事とが異なる場合又はその主たる研究所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の区域にある場合に限る。）は、それぞれこの政令による改正後の毒物及び劇物取締法施行令（第三項において「新令」という。）第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定によりその主たる研究所の所在地の都道府県知事又は指定都市の長に対してされた許可証の書換え交付又は再交付の申請とみなす。

##### ２

この政令の施行前に特定毒物研究者が特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事から交付され、又は書換え交付若しくは再交付を受けた許可証（当該都道府県知事とその主たる研究所の所在地の都道府県知事とが異なる場合又はその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合に限る。）は、それぞれその主たる研究所の所在地の都道府県知事又は指定都市の長から交付され、又は書換え交付若しくは再交付を受けた許可証とみなす。

##### ３

旧令第三十六条第三項又は第三十六条の二第一項の規定により特定毒物研究者が特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事に対して返納しなければならない許可証で、この政令の施行前にその返納がされていないもの（当該都道府県知事とその主たる研究所の所在地の都道府県知事とが異なる場合又はその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合に限る。）については、新令第三十六条第三項又は第三十六条の二第一項の規定によりその主たる研究所の所在地の都道府県知事又は指定都市の長に対して返納しなければならない許可証についてその返納がされていないものとみなす。

# 附　則（平成二九年一〇月二五日政令第二六四号）

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三〇年一〇月一七日政令第二九一号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成三十一年六月一日）から施行する。

#### 第二条（毒物及び劇物取締法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の毒物及び劇物取締法施行令（第三項において「旧令」という。）第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定により毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者から厚生労働大臣に対してされている毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票（以下この条において「登録票」という。）の書換え交付又は再交付の申請は、それぞれ第二条の規定による改正後の毒物及び劇物取締法施行令（第三項において「新令」という。）第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定によりその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事に対してされた登録票の書換え交付又は再交付の申請とみなす。

##### ２

第二条の規定の施行前に毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が厚生労働大臣から交付され、又は書換え交付若しくは再交付を受けた登録票は、それぞれその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事から交付され、又は書換え交付若しくは再交付を受けた登録票とみなす。

##### ３

旧令第三十六条第三項又は第三十六条の二第一項の規定により毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が厚生労働大臣に対して返納しなければならない登録票で、第二条の規定の施行前にその返納がされていないものについては、新令第三十六条第三項又は第三十六条の二第一項の規定によりその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事に対して返納しなければならない登録票についてその返納がされていないものとみなす。

# 附　則（令和元年六月二八日政令第四四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。